

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

国際会計基準、早期採用は 4 % 政府の強制適用の判断待ちが多数

国際会計基準（国際財務報告基準＝IFRS）は、企業会計の国際的な共通の物差しである。今、金融庁（企業会計基準委員会）は 2011 年までに基準を作ることに着手している。IFRS 導入は、投資判断の尺度となる会計基準を各国で同一にするよう投資家からの声が高まっていることが背景にある。しかし、10 年 3 月期から国内上場企業の決算開示に使えるようになる IFRS 導入の機運は、まだ高まっていない。

東京証券取引所の調査によると、早期に自発的な採用を考えている企業は 4 %（56 社）と低率だったことが分かった。調査は昨年 8～9 月、東証の上場会社 2,332 社（外国会社を除く）を対象に実施し、1,416 社から回答を得た。

10 年 3 月期から IFRS での決算開示予定は

1 社で、55 社が「数年以内」と答えた。「自発的な採用はしない」という企業は 627 社（44%）。「特に検討していない・決めていない」は 721 社（51%）で、2 つを合わせると 90% を超える。金融庁は 12 年に IFRS を上場企業に強制適用するかどうかを判断する予定だが、その判断待ちという姿勢が目立った調査結果だった。

調査では実務的な調査研究を始めている企業は 875 社（62%）あった。グローバル化する大企業ほど対応を検討しており、戦略の見直しを行っている兆しが見て取れるが、中小・中堅の対応は鈍い。「採用後の決算実務負担」（システム対応や人材不足＝78%）がネックでもある。

所得課税は「所得控除から手当へ」 年少扶養親族に係る扶養控除廃止

4 年ぶりの増税となる 2010 年度税制改正だが、その中心は個人所得課税における諸控除の見直しだ。

新政権における個人所得課税改革の方向性は、所得再分配機能を回復し、「所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当へ転換を進める」ことにある。現行の所得税控除制度は、同額の所得を収入から控除した場合、適用される限界税率が低所得者よりも高い高所得者の方が、実質的な軽減額が大きくなる。

新政権は、子どもの養育を社会全体で支援するとの観点から、中学卒業まで月 2 万 6,000 円（2010 年度は半額）を支給する子ども手当の創設と高校授業料の無償化を実施する。これらの財源を所得控除の廃止・縮小で増える所得税収で賄う考え

だ。

まず、0 歳から 15 歳までの年少扶養親族に係る扶養控除（所得税 38 万円、個人住民税 33 万円）を、所得税は 2011 年 1 月から、住民税は 2012 年 6 月から廃止する。

次に、16 歳から 22 歳までの特定扶養親族に係る扶養控除（所得税 63 万円、個人住民税 45 万円）については、今年 4 月から実施予定の高校授業料の実質無償化に伴い、高校生に相当する 16 歳から 18 歳に対する控除の上乗せ部分（所得税 25 万円、個人住民税 12 万円）を廃止し、所得税は 38 万円、個人住民税は 33 万円に減額する。この見直しも上記と同様、所得税は 2011 年 1 月から、住民税は 2012 年 6 月からの適用となる。